

新ものづくり補助金

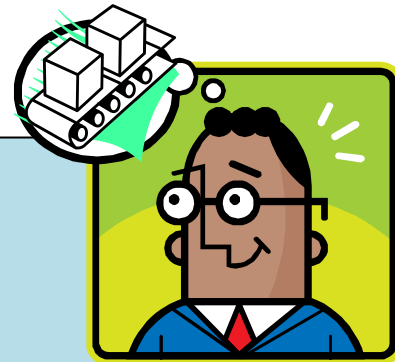
平成 25 年度国補正 中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業

◎ 中小企業・小規模事業者対象 ◎

設備投資をお考えの方

※設備投資のみでも申請可能

- ・ 試作品開発を支援
- ・ 新サービス展開を支援
- ・ 試作品開発のみでも可 (小規模事業者のみ)



2次公募

7月1日～8月11日

この事業は上記等を支援する**補助事業**です

集中個別相談会を開催します

詳細は裏面へ⇒

事業概要

<要件> 次のいずれかを満たすこと

➤ものづくり技術

「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術^{※1}を活用していること

^{※1} 全11分野: 情報処理、精密加工、製造環境、接合・実装、立体造形、表面処理、機械制御、複合・新機能材料、材料製造プロセス、バイオ、測定計測

➤革新的サービス

革新的なサービス等で、3～5年計画で「付加価値額」^{※2}年率3%及び「経常利益」^{※3}年率1%の向上を達成する事業であること

^{※2} 営業利益+人件費+減価償却費 ^{※3} 営業利益-営業外費用

	補助上限額	補助率	対象	例
1 成長分野型	1,500万円	2/3	医療・環境・エネルギー分野などの成長分野参入に対する試作品開発・設備投資等	設備投資必須 電子基板からレアメタルを効率的に回収する分離破砕機の開発
2 一般型	1,000万円		成長分野以外に対する試作品開発・設備投資等	
3 小規模事業者型	700万円		開発費用 (設備投資は 50 万円未満に限る)	衣服情報の電子カルテ化、水洗いとドライクリーニングの長所を併せ持った新たな洗浄技術の導入

※グループを組成した場合、企業数に応じて補助上限額を引き上げ(グループの補助上限: 個社の補助上限×5 社)